

令和4年度専門職向け研修について①

・船橋市成年後見利用促進基本計画において、取り組みとして【2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築】 【3. 中核機関の設置と環境整備】を方針としている。また、施策として【権利擁護における人材育成と地域資源の整備】を行うことを掲げている。

■今年度は一次相談機関を対象として研修を実施

研修にて権利擁護の相談支援における視点(案)共通理解を図ることを目的とする

一次相談機関は・・・

- ・市民の権利擁護に関して身近な相談窓口であり、地域連携ネットワークにおいても重要な機関である。
- ・中核機関や後見人等、福祉専門職等とも連携し、情報の集約や必要な支援につなげることが期待されている。
- ・複数の課題を抱えているなど、事案に応じて一次相談機関同士の連携も必要である。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）抜粋

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

令和4年度専門職向け研修について②

(研修内容) 権利擁護の相談支援における視点 (案)

- ・ 権利擁護のニーズを把握し発見すること
(見守りの中でニーズに気づくため、権利擁護の対象となるケースとは)
- ・ 権利擁護に係る制度を理解し、必要な制度に繋げること
(成年後見制度の活用を前提とせず、本人の生活を分析し、中核機関との連携を行うこととは)
- ・ 窓口機関として本人らしい生活への支援を行うこと
(意思決定支援、意思決定能力の分析とは)



上記の視点をテーマとして一次相談機関の職員を対象に令和4年度秋以降にて原則対面講義方式

一時相談機関

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障害(児)総合相談窓口
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者成年後見支援センター
- ・ 保健と福祉の総合相談窓口 さーくる
- ・ 障害者虐待防止センター
- ・ ふなばし高齢者等権利擁護 センター ぱれっと
- ・ 市役所内関係課 など